

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の限度額等	その他の条件等
<p>八幡浜市の観光事業を振興し、内外観光客の誘致が現実的・具体的に行われる事業</p>	<p>補助対象事業に要する経費から、次の経費を除いた額</p> <p>(1)経常的な経費(事務費や人件費、維持補修費、交際費、償還金利子及び割引料等)</p> <p>(2)用地取得費及び設計費</p> <p>(3)その他会長が不適切と認める経費</p>	<p>補助金額は1事業につき300千円を限度とし、事業の規模や内容、予算、事業効果等を考慮し会長が決定する。</p> <p>ただし、当該補助事業に係る寄附金、負担金、入場料収入などの受益者負担額等特定財源がある場合は、当該特定財源の額を補助対象経費から控除した額を上限とする。</p>	<p>本補助金の交付を受け実施する事業にあつては、</p> <p>(1)事業内容について協会と十分に協議を重ね、補助効果が発現するよう努めること。</p>